

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府 省 庁 名	内閣府地方創生推進事務局
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 現行制度の概要 認定区域計画に定められた特定事業に係る一定の公益的施設の整備事業の用に供するため、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等を適用できる制度。 【所得税】軽減税率 15% 10% （課税長期譲渡所得金額が2千万円を超える部分については15%） 【法人税】5%重課税の適用除外 （ただし、法人税の重課は令和2年3月31日まで停止中） 【譲渡期限】令和元年12月31日 【事業要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の施行される土地の区域の面積が500㎡以上であること。 ・公益的施設を2以上（一定の施設は1以上）整備する事業であって一定の国家戦略特別区域法の規制の特例措置の適用を受けること、又は専ら公益的施設の用に供する建築物等の整備を行う事業であること。 <p>・特例措置の内容 要望の内容 国家戦略特別区域法第27条の4に規定される施設整備への土地供給者に対する軽減税率等について、その適用期間を3年間延長する。</p>		
関係条文	地方税法：附則第34条の2 所得税：租税特別措置法 第31の2、令第20の2、規則 第13の3 法人税：租税特別措置法 第62の3、令第38の4、規則 第21の19 （連結法人：租税特別措置法 第68の68、令第39の97、規則 第22の62）		
減収見込額	[初年度] (157.5) [平年度] (157.5) [改正増減収額] (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 国家戦略特別区域において、高度な技術に関する研究開発若しくはその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業その他の産業の国際競争力の強化に資する事業又は国際的な経済活動に関連する居住者、来訪者若しくは滞在者を増加させるための市街地の整備に関する事業その他の国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれている。</p> <p>そのため、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動拠点の形成に資する事業への投資を促す手段として、国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の延長を講ずる必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策4 地方創生の推進 施策5 国家戦略特区の推進
	政策の達成目標	国家戦略特別区域法の下、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進し、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成を促進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することを目標とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和2年1月1日～令和4年12月31日）
	同上の期間中の達成目標	現在の10の指定区域においては、国家戦略特別区域法に基づく規制改革事項を余すことなく活用し、具体的事業を目に見える形で迅速に実現するよう、関係地方公共団体等に強力な働きかけを行う。 その際、同法及び「国家戦略特別区域基本方針」（平成26年2月25日閣議決定）にのっとり、国家戦略特別区域諮問会議等において、改革の成果を厳格に評価した上で、PDCAサイクルによる進捗管理を行っていく。（未来投資戦略2017） 上記の方針・取組を踏まえ、国家戦略特区においては、「産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点」を整備し、我が国経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを目標とする。
政策目標の達成状況	これまでに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め95以上となっており、永年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。また、現在指定している10の区域において、合計315もの事業が、それぞれ135回、40回開催した国家戦略特別区域会議及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、現在、目に見える形で迅速に進展している。 国家戦略特区の税制においては、令和元年8月時点まで11法人で58,333百万円の設備投資額を予定しており、総合経済波及効果は延べ144,831百万、雇用誘発効果は8,792人を実現しており、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に貢献している。 本税制措置においても、令和2年度に1法人で適用予定であり、315百万の法人税の減収を予定している。	
有効性	要望の措置の適用見込み	（適用見込事業者数） 令和2年度：1法人 令和3年度：0法人
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制については、令和2年度に1法人において、315百万の減収額を想定しており、特区内の再開発事業を促進することで、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るのに有効である。

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>国家戦略特区税制</p> <p>特別償却又は法人税額の特別控除制度 国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められたものが、国家戦略特区において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度。</p> <p>研究開発税制の特例 上記の特別償却の適用を受ける特定中核事業の用に供された開発研究用資産について、特別償却（45%）に加え、その減価償却費の20%を税額控除。</p> <p>固定資産税の課税標準の特例 特定中核事業のうち医療分野における一定の研究開発に関する事業の実施主体として区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において取得した当該研究開発の用に供する一定の設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1。</p> <p>所得控除 国家戦略特区内の設立5年未満の法人で、専ら特定事業を営むこと等の要件を満たすものとして国家戦略特区担当大臣の指定を受けた者について、その事業による所得の20%を課税所得から控除。 （事業分野は医療、国際、農業、一定のIoT等に限定）</p> <p>エンジェル税制の適用要件の緩和 国家戦略特区において、一定の事業を行う株式会社により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、エンジェル税制の適用要件を緩和。</p> <p>国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置 国家戦略民間都市再生事業を定めた区域計画について内閣総理大臣の認定を受けたときは、都市再生特別措置法の認定があったとみなされる。この場合に、都市再生緊急整備地域において行われる都市再生事業の課税の特例（割増償却及び登録免許税の軽減等）の適用。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>「国家戦略特区支援利子補給金」を要求。 （令和元年度予算額 74 百万円） （令和2年度要求額 66 百万円）</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>内閣総理大臣による認定を受けた区域計画に定められた特定事業に対し、上記の金融支援及び要望税制措置等により、事業実施主体のニーズに合わせた支援を実施。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>国及び地方公共団体は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の推進に当たっては、構造改革特別区域における経済社会の構造改革の推進に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めなければならないとされている。</p> <p>そのため、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動拠点の形成に資する事業への投資を促す手段として、国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の延長を講ずることは措置としての妥当性がある。</p>
ページ	4 3	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>租税特別措置により民間投資、経済活動を活性化することで、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業が進み、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる。</p> <p>政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、租税特別措置を講ずることが法で担保されていることから、手段としての有効性が立証されている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>国家戦略特別区域法の下、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進し、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成を促進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>現在、本税制措置に係る具体的案件の適用に向けて各種調整を進めている。</p> <p>政策目標の達成のためには、本税制措置を延長し、起業や新規事業の創出等のスタートアップに対する支援により特区内実効税率の引き下げを図り、更なる投資を促す必要がある。</p> <p>更には、当該税制により、土地を譲渡した場合、長期譲渡所得の課税の特例措置を講ずることによって、民間事業者等の用地取得の円滑化に寄与し、延いては特区の再開発事業を促す必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 27 年度...新設 ○平成 29 年度...適用期限の延長（3 年間）</p>
<p>ページ</p>	<p>4 4</p>